

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

令和元年度 「子ども・子育て支援に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和2年9月7日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種類（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(95 頁)</p> <p>管理運営委託費/養護老人ホームいわき市徳風園について</p> <p>(備品台帳の整備について)</p> <p>備品台帳は、平成 17 年開所当時の備品台帳の写しをファイルしており、当該備品台帳は、現況を反映していない。</p> <p><今後対応すべき点></p> <p>システム変更後の備品台帳により管理すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>備品管理に係る事務手順が不明確であり、備品台帳が整備されてこなかったため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>備品の現況を反映するため、指定管理者に備品台帳と現物との照合を指示し、未登録の備品及び廃棄した備品が確認された際には、備品台帳への登録及び削除を行います。この作業は、今年度末に完了を予定しております。</p> <p>また、今後、備品を購入及び処分する際には、介護保険課に都度報告することとしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(96 頁)</p> <p>管理運営委託費/養護老人ホームいわき市徳風園について</p> <p>(所在不明物品について)</p> <p>パーソナルコンピュータ 2 台について、備品台帳に登載されているが、現物確認ができず、現地担当者からは既に廃棄された可能性が高いとの回答であった。現物が処分されたかどうかは、未確認である。</p> <p><今後対応すべき点></p> <p>事実関係を確認し、適切に処理する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>備品管理に係る事務手順が不明確であり、備品台帳が整備されてこなかったため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>備品台帳と現物との照合を指定管理者に指示し、廃棄されたのが確認できた際には、備品台帳から削除することとします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(96 頁)</p> <p>管理運営委託費/養護老人ホームいわき市徳風園について</p> <p>(現物確認について)</p> <p>現物確認を実施した結果、備品台帳に登載されていない物品があった。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>事実関係を調査し、現行の備品台帳の登載を確認すると共に、今後の利用を検討する必要がある。</p> <p>(備品台帳と現物の不整合な物品について)</p> <p>備品台帳と現物が不整合となっている物品が散見される。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>備品台帳の登載状況を確認し、廃棄処理を適時に行う必要がある。</p> <p>(備品の現物確認について)</p> <p>指定管理者は、備品の所在を把握するとともに、使用不能な備品については、適切な申請により適時に廃棄等の処理を行う必要がある。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>所管部署においても、最低でも年 1 回は備品台帳により現物確認を実施する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>備品管理に係る事務手順が不明確であり、備品台帳が整備されてこなかったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>備品台帳に登録されている備品と現物との照合を指定管理者に指示し、未登録の備品及び廃棄した備品が確認された際には、登録および削除を行います。この作業は、今年度末に完了を予定しております。</p> <p>また、今後新たに備品を購入及び処分をする際には、介護保険課に都度報告することとしました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(98～99 頁)</p> <p>管理運営委託費/養護老人ホームいわき市千寿荘について</p> <p>(備品台帳の整備について)</p> <p>備品については、定期的な棚卸は実施していない。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>定期的に棚卸を実施する必要がある。</p> <p>(現物数について)</p> <p>備品台帳は、各区分毎の件数あるいは金額を把握していないため、計算上の合計が把握できない。また、備品総登載数と暫定件数合計と相違している。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>各区分毎の件数を再確認し現物と備品台帳の整合性を図ることが必要である。</p> <p>(現物確認について)</p> <p>備品番号のシール貼付されていない現物が散見される。また、現物は確認できたが、備品台帳で特定できないものが散見される。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>備品台帳への登載漏れかどうかを再度確認し、現物と台帳の整合性を図る必要がある。</p> <p>(廃棄予定物品について)</p> <p>未使用であり廃棄予定である物件について、備品台帳の登載状況は不明であった。</p> <p><今後留意すべき点></p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>左記いずれの意見についても備品の維持管理に関するものであり、主たる原因としては、備品管理に係る事務手順が不明確であったことにより、発生したものであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>備品台帳と現物との照合を行っており、備品台帳に未登録の備品及び廃棄した備品がある際には、登録および削除を今年度末に完了を予定しております。</p> <p>なお、今後、購入及び廃棄する際には、備品台帳の管理を適切にするよう指示しました。</p>	

監査の実施年度 (平成 28 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
備品台帳の有無について事実関係を調査するとともに、早急に廃棄対応すべきである。			

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 保健福祉部 介護保険課

監査の実施年度 (平成 28 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(106 頁)</p> <p>要介護老人介護手当支給事業について (ショートステイの利用者の介護手当について)</p> <p>要介護老人について月の大半や半分程度をショートステイで介護を受けている申請者に対しても給付が行われているケースがあった。このようなケースにおける手当の給付は条例が想定しているものには当たらないものと考ええる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>介護保険ではショートステイは居宅介護サービス(在宅扱い)であること、また、ショートステイの利用を給付の対象外とした場合、サービスの利用を控えることに繋がることから、ショートステイの利用については、制限を設けず、手当を支給しているところであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>ショートステイの取扱いについては、制限の要否について検討してきましたが、介護保険における居宅介護サービスは連続 30 日まで利用が可能であること及び必要な介護サービスの利用抑制に繋がる可能性があることから、制限を設けないこととしました。</p> <p>現にショートステイ利用中であっても、要介護老人に発熱や体調不良の症状が確認されれば、サービスは利用不可となり、原則、介護者が医療機関への受診や看病等対応することとなります。要介護老人の年齢や身体状況を考慮すると、急な体調の変動も十分考えられるため、サービス利用下とは言え、介護者の行動は制限され、介護負担を担っていると言えます。</p> <p>介護保険サービスが多様化する中で、サービスの利用日数のみで一律に制限するのではなく、個々の状況を踏まえ、介護者が無理なく在宅介護を続けられることが、もって条例でいうところの老人の福祉の増進にも繋がると考えます。</p>